

高山市長 國島 芳明 様

高山市議会
議長 水門 義昭

政策提言について

高山市議会基本条例第 2 条及び第 12 条の規定により、下記について提言する。

記

1. 協働のまちづくりの制度充実について

協働のまちづくりについて、全市での取り組みから 2 年が経過する中、原点に立ち戻り制度設計を見直すことや、発展段階に応じた支援のあり方を示すことが必要と考え、次の 3 点について対応を求める。

(1) まちづくりの理念を市民と共有するための条例整備について

市民活動が活発に推進される先に、地域自主運営組織としての「まちづくり協議会」の活動が充実するものと考え、広範な市民活動を規定して、新しい公共の理念をも包含する「市民活動推進条例（仮称）」の制定が望まれる。

(2) 事業化を通じた地域課題解決への取り組み強化について

地域の暮らしを守るためのサービスの創出により、地域に雇用の場、新たな収入源、生きがいづくりなどを定着させることが、地域の自立につながると考えるため、今後のまちづくり協議会の中心的課題として、優先的に取り組まれるべきである。

そうした中、支所地域における支所の役割は重要であり、行政内分権の方向性を見定めた上で、支所のあり方や権限移譲などについても見直しが必要である。

(3) 人的・財政的支援の見直しについて

協働のまちづくりの推進には、まちづくり協議会は、出来ることを少しずつ増やしていくというプロセスが大切であり、行政は、こういったサービスや機能を委託していけるのか洗い出しが必要である。

また、人口減少が進む中では、まちづくり協議会という「地域自主運営組織」のみならず、NPO等の事業中心型運営組織の参加なくしては、その活動は持続できない。今後、その領域を広げる取り組みと、それに応じた支援のあり方を構築すべきである。

加えて、事業の担い手も多様化するなかでは、公平・平等の意味を問い直し、まちづくり協議会単位を超えての連携に柔軟に対応する制度設計が必要であり、要望への対応における地域一律 1 千万円の枠の設定や優先順位づけについても、地域特性を考えると見直しが必要である。